

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	16	所管	文科	法人名	国立女性教育会館	職員の身分	非国家公務員		
法人概要	女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。								
沿革	昭和40年代後半の急激な社会の発展に伴う女性の生活の変化、学習意欲の増大を背景に、女性団体等から「女性のための研修施設として宿泊学習・情報交流のできる会館」の設置要望が文部省に寄せられ、埼玉県知事・県議会等からの誘致の陳情もあり、昭和52年7月に、協力者会議の構想に合致した場所である埼玉県比企郡嵐山町に「国立婦人教育会館」を設置。平成13年1月に国立女性教育会館に改称、平成13年4月に独立行政法人国立女性教育会館となり、現在に至る。								
中期目標期間	平成23年4月～平成27年3月（5年間）								
					平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
役員総数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）					4	4	4	4〔 0 〕（ 1 ）	
常勤役員数					2	2	2	2	
非常勤役員数					2	2	2	2	
常勤職員数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）					23	25	24	23〔 0 〕（ 2 ）	
うち間接部門					9	9	9	9	
うち事業部門					14	16	15	14	
非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点）					13（ 1 ）	12（ 1 ）	13（ 1 ）	14（ 1 ）	
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）					91（ 99 ）	85（ 92 ）	84（ 91 ）	—（ — ）	
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）					69（ 73 ）	65（ 75 ）	67（ 77 ）	—（ — ）	
年度					平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算/決算					決算	決算	決算	当初予算	
一般会計（百万円）					2,280	582	530	530	
うち運営費交付金					590	562	530	530	
うち施設整備費補助金					1,681	—	—	—	
うち施設整備以外の補助金・交付金					—	—	—	—	
うち委託費					9	20	—	—	
うち出資金					—	—	—	—	
特別会計（特会名）（百万円）					—	—	—	—	
うち運営費交付金					—	—	—	—	
うち施設整備費補助金					—	—	—	—	
うち施設整備以外の補助金・交付金					—	—	—	—	
うち委託費					—	—	—	—	
うち出資金					—	—	—	—	
計					2,280	582	530	530	
支出額の推移（百万円）					2,365	624	616	658	
収入額の推移（百万円）					2,369	675	635	658	
国の財政支出/収入額（％）					96	86	83	81	
財務データ（平成24年度、百万円）	資産合計				2,642	うち流動資産	150		
	負債合計				180	純資産合計	2,462	うち利益剰余金	14

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	16	所管	文科	法人名	国立女性教育会館
-----	----	----	----	-----	----------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容 及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	予算額 (平成25年度) (百万円)	収入額 (百万円)		特定関連会社・公益法人 への支出		
			(平成25年度予算額)		(百万円) (平成24年度)		
			内訳 (名称)	(額)	法人名	額	
研修事業	①女性関連施設や女性団体を始め、行政機関・企業・大学等の基幹の指導者を対象に女性教育・男女共同参画を推進するリーダーの資質向上・ネットワーク化を目指した各種研修及び喫緊の課題を担当する指導者に対する先駆的研修を実施する。 ② ○男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号） ○第三次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定） 第2部 施策の基本的方向と具体的施策 第1 1分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 1 才 ①独立行政法人国立女性教育会館における調査研究 2 イ ⑤独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等 第3部 推進体制 4 ③ 男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の充実	485	合計	485	-	-	
			国費	運営費交付金	360	-	-
			自己収入	資産見返負債戻入	-	-	-
				施設利用料収入	123	-	-
				受託収入等	2	-	-
教育・学習支援事業	①女性教育・男女共同参画・家庭教育に関する喫緊の課題に係る学習プログラムの開発・普及を図り、男女共同参画に関する「意識の改革」を促進する。 ② ○男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号） ○第三次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定） 第2部 施策の基本的方向と具体的施策 第1 1分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 1 才 ①独立行政法人国立女性教育会館における調査研究 2 イ ⑤独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等 第3部 推進体制 4 ③ 男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の充実	5	合計	5	-	-	
			国費	運営費交付金	5	-	-
			自己収入	資産見返負債戻入	-	-	-
				施設利用料収入	-	-	-
				受託収入等	-	-	-
調査研究事業	①女性教育・男女共同参画の基幹の指導者に対する研修に資する調査研究の実施、学習プログラム、研修資料の作成及び喫緊の課題に関する調査研究を実施する。 ② ○男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号） ○第三次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定） 第2部 施策の基本的方向と具体的施策 第1 1分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 1 才 ①独立行政法人国立女性教育会館における調査研究 2 イ ⑤独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等 第3部 推進体制 4 ③ 男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の充実	37	合計	37	-	-	
			国費	運営費交付金	37	-	-
			自己収入	資産見返負債戻入	-	-	-
				施設利用料収入	-	-	-
				受託収入等	-	-	-
情報事業	①女性教育・男女共同参画・家庭教育に関する調査研究の成果や資料・情報の提供、全国的な資料・情報の収集、利用しやすいポータルとデータベースの構築、資料等の提供を行う。 ② ○男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号） ○第三次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定） 第2部 施策の基本的方向と具体的施策 第1 1分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 1 才 ①独立行政法人国立女性教育会館における調査研究 2 イ ⑤独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等 第3部 推進体制 4 ③ 男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の充実	117	合計	117	-	-	
			国費	運営費交付金	117	-	-
			自己収入	資産見返負債戻入	-	-	-
				施設利用料収入	-	-	-
				受託収入等	-	-	-
国際関係事業	①女性教育・男女共同参画に関する国際協力・連携に資する研修機会の提供を通して、国際的なネットワークを構築し、国際貢献・連携協力を推進する。 ② ○男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号） ○第三次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定） 第2部 施策の基本的方向と具体的施策 第1 1分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 1 才 ①独立行政法人国立女性教育会館における調査研究 2 イ ⑤独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等 第3部 推進体制 4 ③ 男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の充実	14	合計	14	-	-	
			国費	運営費交付金	11	-	-
			自己収入	資産見返負債戻入	-	-	-
				施設利用料収入	-	-	-
				受託収入等	3	-	-

※平成25年度から事業内容の見直しを行ったため、平成24年度決算額欄については、平成25年度予算額で整理。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）

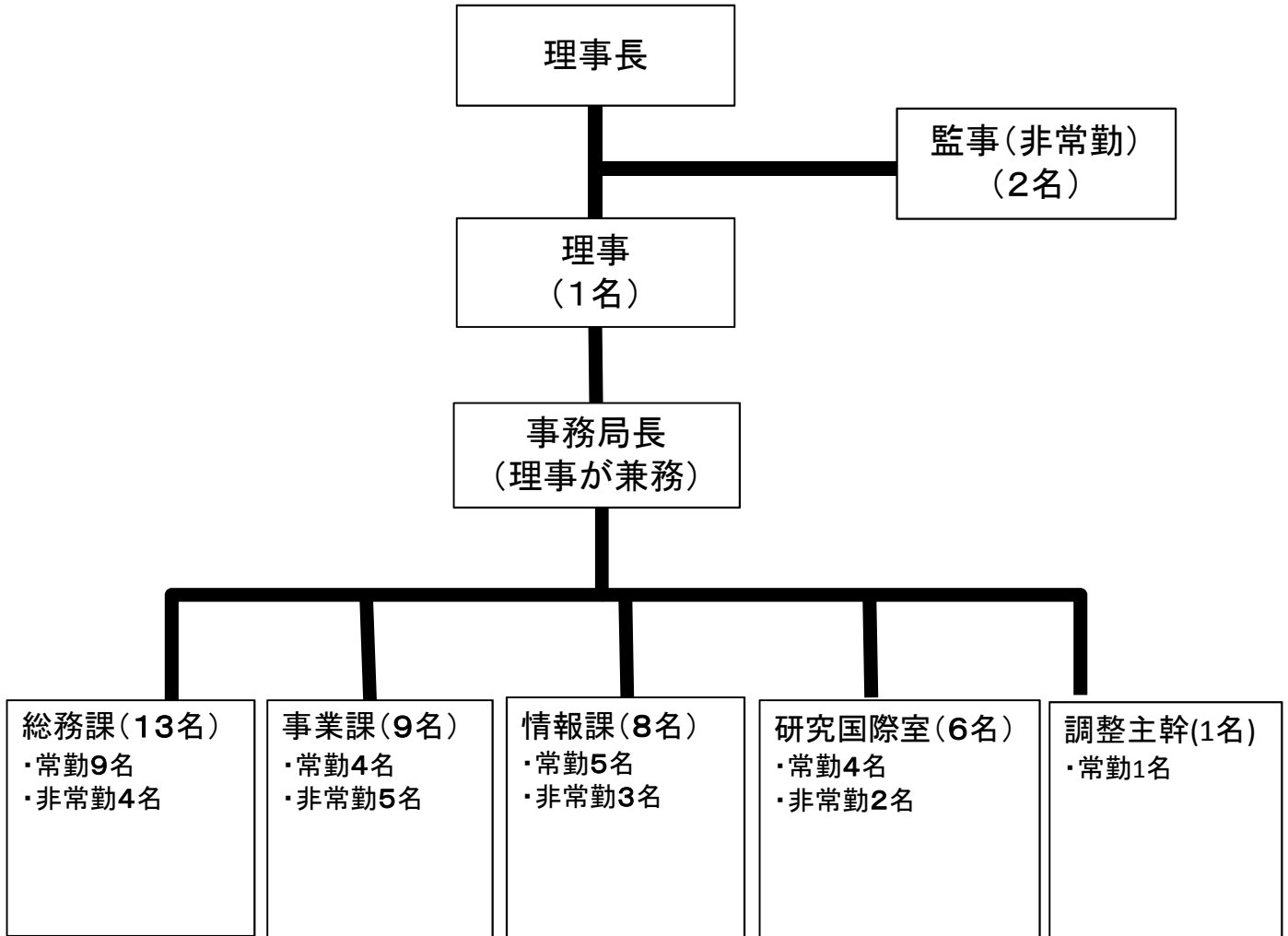
＜平成24年度決算合計＞

特別会計	法人合計 (百万円)	合計		
		特別会計	特別会計	特別会計
		該当なし		

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	16	所管	文科	法人名	国立女性教育会館
-----	----	----	----	-----	----------

○組織図及び職員数（平成25年度）



常勤職員 25名(役員2名、職員23名)
 非常勤職員 16名(役員2名、非常勤職員14名)

所在地: 埼玉県比企郡嵐山町菅谷728番地

No.	16	所管	文部科学省	法人名	国立女性教育会館
-----	----	----	-------	-----	----------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

<p>（政策体系上の位置づけ）</p> <p>○我が国の男女共同参画の推進に関する政策は、男女共同参画基本法に基づく、「男女共同参画基本計画」において、各府省ごとの施策が定められているが、同計画において、国立女性教育会館は我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、その機能の更なる充実・深化を促進する旨が定められている。</p> <p>○会館は男女共同参画を進める上での政策課題に柔軟に対応した事業を展開している。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東日本大震災からの復興の基本方針」では復興過程における女性の参画の重要性が指摘されたことから、女性と防災をテーマにした研修の実施、各地の女性関連施設の復興支援活動を記録した「災害復興支援女性アーカイブ」の構築と情報発信。 ・「第四次科学技術基本計画」では女性研究者の活躍促進や自然科学系の女子学生を増やすための取組が求められたことから、大学における男女共同参画推進や女子中高生の理工系進路選択支援のための研修の実施。 ・「第三次男女共同参画基本計画」では女性の活躍による経済活性化が強調されたことから企業のダイバーシティ担当者を対象とした研修の実施 等。 <p>○全国の女性団体や女性関連施設等の関係者からの強い要望を受け設置された経緯もあり、女性教育のシンボリック的存在として、全国の女性団体や女性関連施設のネットワークの中心となっている。</p> <p>○アジア太平洋地域の開発途上国の女性リーダー等に対する研修等にも長年取り組んでおり、女性教育に関するアジアの拠点として海外関係とのネットワークを構築している。</p> <p>（主な成果）</p> <p>○これまで会館の研修を修了した女性が地域の男女共同参画センターの所長や地方議員等となり、地域で男女共同参画を推進するリーダーとして活躍している。</p> <p>○全国の女性関連施設の事業企画等への助言を行うことで、地域の学習内容の充実に貢献。</p> <p>○地域の女性関連施設等では収集が困難な女性教育、男女共同参画関係の史・資料（女性運動に関する史料、地方行政資料、女性団体のミニコミ誌等）の収集、保存を行い、研究者等へ提供することで学術の振興に貢献。</p> <p>○男女共同参画、女性教育の人材育成拠点として他国の参考にされており、韓国等で会館をモデルとした女性関連施設が建設された等の例がある。</p>

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

<p>【メリット】</p> <p>○理事長の裁量による予算の重点配分や柔軟な人員配置が可能となった。</p> <p>○受託事業や寄付金の受入れによる機敏性、柔軟性をもった事業の実施が可能となった。</p> <p>○企業、大学、研究機関、学会、NPO、企業等の多様な主体との連携が可能となり、協働事業等による事業内容の充実が図られた。</p> <p>【デメリット】</p> <p>○全独法一律での経費の削減や人件費の削減に対応しているが、既に限界にきていること。</p>
--

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
文部科学省	0019	独立行政法人国立女性教育会館運営費交付金に必要な経費

No.	16	所管	文部科学省	法人名	国立女性教育会館
-----	----	----	-------	-----	----------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○法人の業務における民間委託の状況

単位：百万円

①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
役務	研修施設の案内・清掃・警備等	89	(有)戸口工業
役務	エレベーター保守業務	4	(株)日立ビルシステム
役務	外国人招聘業務	4	阪神トラベル・インターナショナル(株)
通信運搬	封書運送業務	1	日本郵便(株)
役務	電話交換設備保全業務	1	グラント・システムコンサルティング(株)
役務	排水処理設備の補修点検及び運転管理業務	1	(株)クリタス
役務	ボイラその他点検整備	1	東洋機動(株)
役務	デジタルアーカイブシステム仮想化ホスティングサービス	1	インフォコム(株)
役務	データベース更新業務	1	(株)生活構造研究所
役務	会計顧問業務	2	優成監査法人
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
該当なし	—	—	—

No.	16	所管	文部科学省	法人名	国立女性教育会館
-----	----	----	-------	-----	----------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

（1）独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	(該当なし)
② これに対する現時点での考え方	(該当なし)
（2）独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>○成果目標達成法人とする。</p> <p>○女性教育及び男女共同参画の推進という政策目標の達成に向けて、本法人の機能、在り方及び効率化に関する抜本的な検討を関係者等の参画を得て行い、平成24年夏までに結論を得る。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>文部科学省に有識者検討会を設置し、会館の機能、在り方及び効率化等について議論の上、平成24年8月に報告書がとりまとめられ、今後の事業の方向性や施設管理運営の見直し等が提言された。引き続き提言を踏まえながら組織運営の改善を進めてまいりたい。</p>
（3）政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	(該当なし)
② 対応状況	(該当なし)

No.	16	所管	文部科学省	法人名	国立女性教育会館
-----	----	----	-------	-----	----------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

(国立女性教育会館の意義)

男女共同参画社会の実現は女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題である。また最近では「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においても我が国の成長にとって「女性の力は最大の潜在力」とあるように、「女性の力の活用や社会参画の促進が日本の強い経済を取り戻すために不可欠であると認識」（※1）されている。

我が国の男女共同参画の現状は女性の政策・意思決定過程への参画率が低いこと、結婚や出産、子育てを理由に就業を中断する女性が6割を占めること、男性の育児休業取得率が低いこと、理工系に進学する女性の比率が著しく低いこと等、依然として様々な課題が存在しており、国際的に見ても低い水準（男女差の国際指標（GGI）は135か国中101位（2012））にあることから未だ道半ばの状態である。（※2）

社会のあらゆる分野に女性が参画し、活躍するためには女性が個人あるいは社会集団として意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること（エンパワーメント）が必要である。このため女性の課題解決のための実践的な学習やネットワーク形成の機会を提供する場が必要であり、女性教育に関してその中心的な役割を果たしているのが国立女性教育会館である。

これまでの会館の役割、成果を踏まえると以下のような点に会館の意義がある。

○会館は、男女共同参画社会基本法に基づく国の「男女共同参画基本計画」において我が国唯一のナショナルセンターとしてのその機能の更なる充実・深化を促進する旨が定められており、男女共同参画の推進に関する国の政策体系上、不可欠である。

○会館は様式4に示す通り、男女共同参画を進める上での政策課題に柔軟に対応した事業を展開している。

○会館は、全国的女性団体や女性関連施設等の関係者からの強い要望を受け設置された経緯から、女性教育のシンボリック存在として、全国的女性団体や女性関連施設のネットワークの中心となっている。

○これまで会館の研修を修了した女性が地域の男女共同参画センターの所長や地方議員となり、地域で男女共同参画を推進するリーダーとして活躍している。

○アジア太平洋地域の開発途上国の女性リーダー等に対する研修等にも長年取り組んでおり、女性教育に関するアジアの拠点として海外関係とのネットワークを構築している。（韓国では、国立女性教育会館をモデルにして男女共同参画に関する国立施設を設置。近年その人員や施設を充実させ、女性教育・男女共同参画教育や施策を強力に推進している。当該国立機関とは平成18年に交流協力協定を締結し調査研究等で協力している。）

○国連の婦人の地位委員会や、女子差別撤廃条約に基づいて設置された女子差別撤廃委員会から、我が国が実施すべきと国際的に指摘を受ける事項（女性への教育や国民の固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組等）について、会館の取組によって対応していることが多く、男女共同参画状況に係る我が国の立場を維持し、今後更に向上させていくために欠かすことができない。

（※1）平成25年2月5日（火）衆議院本会議 野田聖子議員に対する総理答弁

（※2）女性の政策・意思決定過程への参画率：国会議員7.9%（2012年12月）、民間企業の課長相当7.9%（2012年）政府の目標（2020年に30%）には比しても低い水準。男性の育児休業取得率：2.63%（2011年）理工学系に進学する女性の比率。大学における専攻分野別入学者の割合：（女性）理学1.9%、工学4.1%（男性）理学4.0%、工学23.0%（2011年）

（組織見直しの考え方）

上記のとおり、国立女性教育会館は我が国の男女共同参画が道半ばである中、男女共同参画社会の形成に向けた更なる取組が求められるところであるが、一方で、これまでも政府の方針も踏まえながら継続的に事業や管理運営の見直しに努めている。特に平成24年度は「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）を受けて、また、昨今の男女共同参画をめぐる社会情勢も踏まえながら会館の在り方、機能及び効率化について検討を行うべく文部科学省に有識者検討会を設置し検討を行った。

検討会報告書も踏まえた見直しの主な方針としては、

○今後の女性教育の振興については、男性の理解促進が一層必要となっているため、教育・学習支援の対象者を、専ら女性である現状から今後は男性にも拡げていく。

○従来の女性関連施設や女性団体のリーダー育成のための事業に加えて、企業の管理職や人事担当者、大学の男女共同参画担当教職員の意識改革に関する事業の充実を図る。

○各機関が行う自主的な教育・研修活動を支援するため学習プログラムを提供を行う。

○業務効率化、資産の有効活用及びサービス水準の向上を図るため、施設のPFI化を検討。

としている。引き続き提言を踏まえながら組織運営の改善を進めてまいりたい。

No.	16	所管	文部科学省	法人名	国立女性教育会館
-----	----	----	-------	-----	----------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

法人のミッション、事務・事業の特性にも配慮しつつ、自己収入増・経費節減へのインセンティブ付与や過度な負担とならない評価等、各法人がより効果的・効率的な事業及び運営ができるような制度となるよう期待する。